

1-3 アジア向け物流ネットワークを活用した沖縄ビジネスモデル

事例1: アジア向け製品の製造拠点

アジア各地との距離が近い沖縄に生産拠点を置く場合、アジア向け製品配送の時間短縮が可能です。特に航空貨物においては、24時間運用・通関可能な那覇空港をハブとして、国内及びアジアの主要空港との間に高速物流ネットワークが確立されているため、そのメリットは非常に大きいといえます。

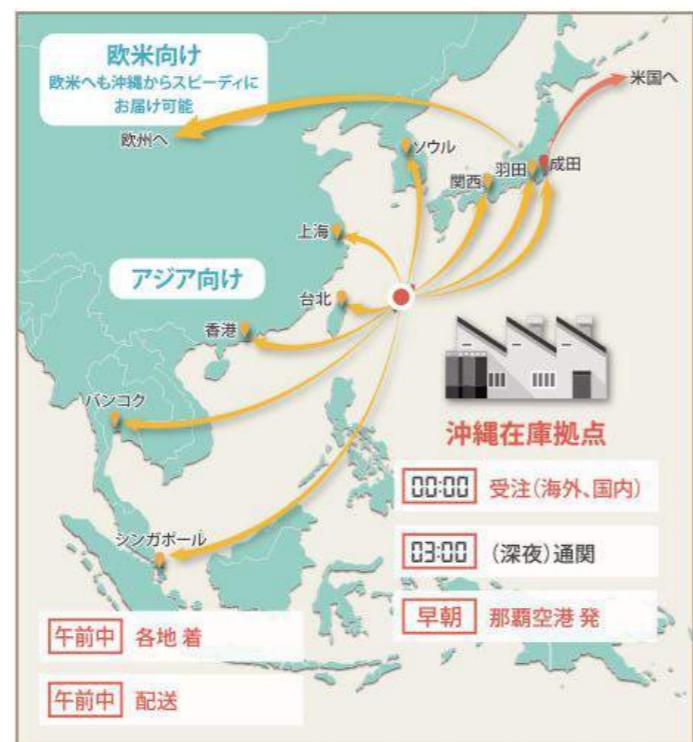
また、生産拠点が沖縄の場合は、国内生産であるため技術流出が防止でき、国内基準の品質管理体制も維持できることから、メイド・イン・ジャパンとしての製品価値を維持できます。ターゲットであるアジア現地に生産・販売拠点を置くビジネスモデルにおいては、外国の商習慣・文化の違いや品質管理等にコストが必要になりますが、日本国内であればその軽減が期待できます。



事例2: アジア向けリペアパーツの在庫拠点

緊急輸送が求められるリペアパーツは、沖縄に在庫拠点をおくことで、緊急対応力を高めることができます。

また、アジア各地に生産拠点があり、それぞれにリペアパーツを分散させてストックしている企業などでは、沖縄のストックセンターに在庫を集約することにより、在庫の圧縮やコストダウン等のメリットも期待できます。



国際物流拠点産業集積地域那覇地区4号棟における「パツセンター」の運用

2

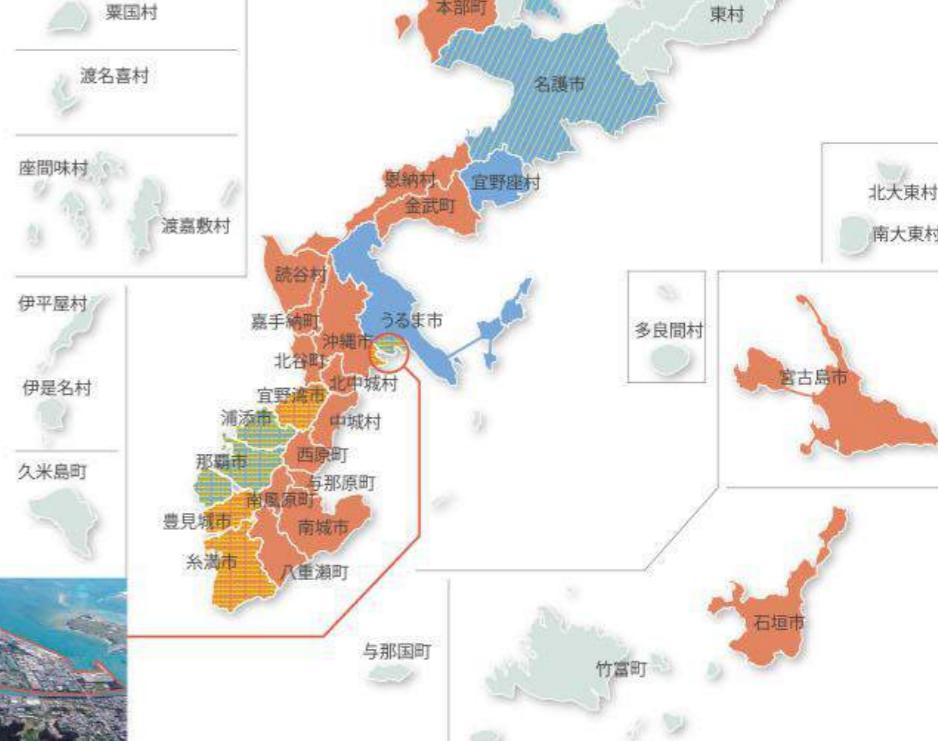
経済特区における税制優遇

沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度

沖縄では、県外からの立地企業や、地場産業を営む県内企業が活用できるさまざまな制度が用意されています。他県にはない高率の所得控除(最大40%)や設備投資を促進する課税の特例等の優遇措置があります。

- 国際物流拠点産業集積地域
- 県内全域 産業高度化・事業革新促進地域
- 情報通信産業振興地域
- 情報通信産業特別地区 + 情報通信産業振興地域
- 経済金融活性化特別地区

国際物流拠点
産業集積地域
うるま・沖縄地区
※上図の赤枠内



2-1 国際物流拠点産業集積地域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区、うるま・沖縄地区

優遇項目	優遇措置の概要	対象業種
①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、新たに設立された、常時使用する従業員数15名以上の法人について、新設後10年間、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、法人住民税も同様) ※内閣総理大臣等による事業認定及び沖縄県知事による特別事業認定が必要	製造業・こん包業・倉庫業・特定の機械等修理業・特定の無店舗小売業・航空機整備業
②投資税額控除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2)を超える設備の新增設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率:機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	
③特別償却	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2)を超える設備の新增設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率:機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%	
関税 注1	関税の課税の選択制の適用 内閣総理大臣等の事業認定が必要	製造業・こん包業・倉庫業・道路貨物運送業・卸売業・特定の機械等修理業・特定の無店舗小売業・特定の不動産賃貸業・航空機整備業
保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。 内閣総理大臣等の事業認定が必要	
地方税	法人事業税の課税免除 対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、法人事業税を一部課税免除(5年間)	製造業・こん包業・倉庫業・道路貨物運送業・卸売業・特定の機械等修理業・特定の無店舗小売業・特定の不動産賃貸業・航空機整備業
	不動産取得税の課税免除 対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、不動産取得税を一部課税免除注3	
	固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く 対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注3	
	事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ 那覇市において、対象業種の用に供する機械装置等の取得価格の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価格の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。(5年間)	

※実際に優遇措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(税關)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談下さい。

注1:国税は、優遇措置のうち、①②③のいずれかを選択/注2:建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となる/

注3:土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る

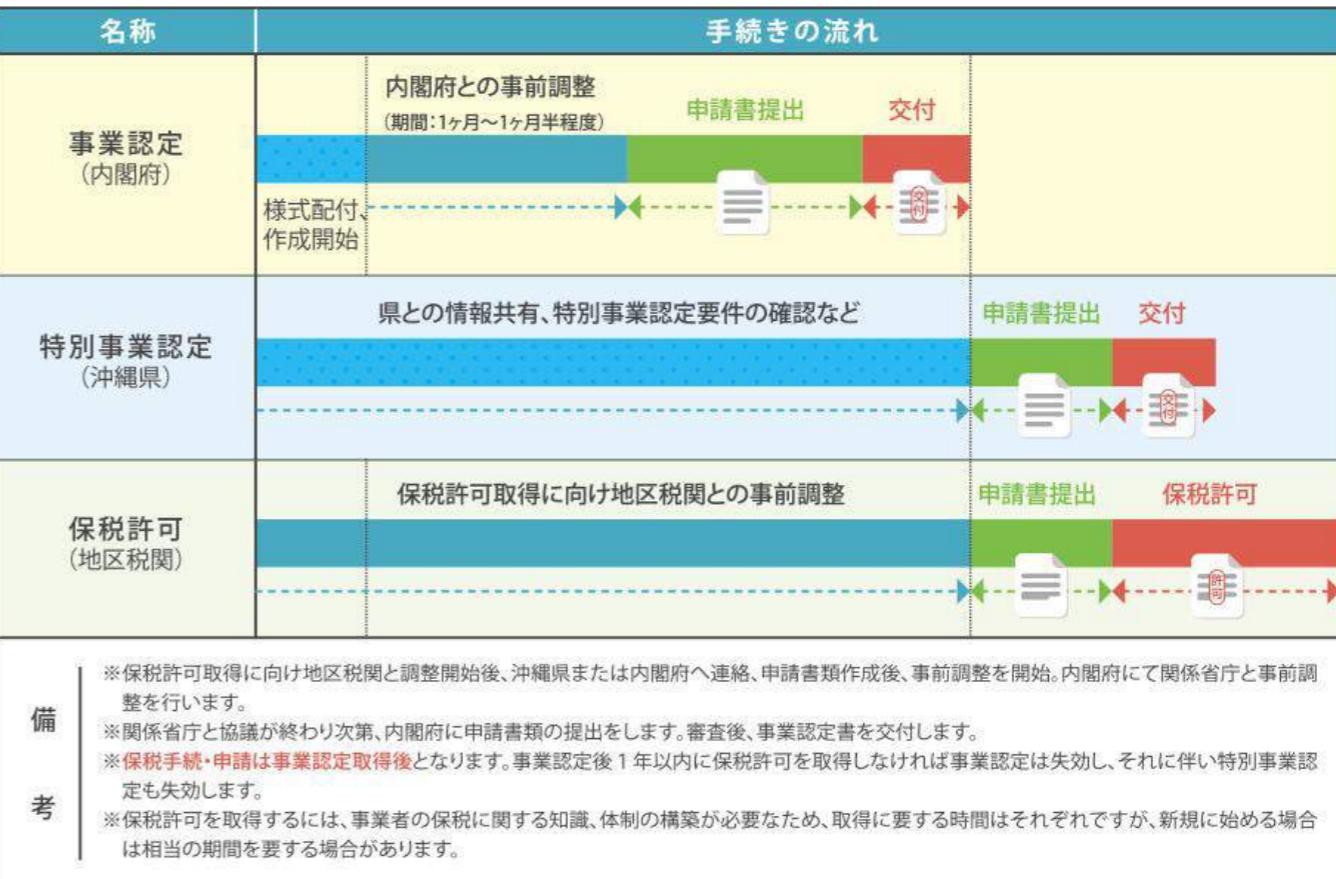
国際物流拠点産業集積地域と一般地域との法人課税の実効税率比較



※一般地域の法人税率は、財務省ホームページ公表資料から引用(国税+地方税)

※国際物流拠点産業集積地域の法人税率は、「所得控除制度」を選択で試算(国税+地方税)

事業認定及び特別事業認定取得の流れ



関税の課税の選択制

国際物流拠点産業集積地域では『原料課税』又は『製品課税』のいずれかを選択できます。外国貨物である原材料を保税した状態で加工・製造し、製品を国内へ出荷(輸入)する場合、輸入原材料に課せられる関税について、「原料課税」又は「製品課税」のいずれか低い方を選択できます。
※一部適用除外品目があります。



保税地域制度とは?

保税地域制度は、税関長から保税地域の許可を受けて、特定の場所や施設で関税や消費税を納めないまま、外国貨物の蔵置、加工・製造又は展示等ができる制度です。
保税地域の許可を受けた企業は

- 外国貨物である部品・原材料を加工・製造し、できた製品を外国に輸出する場合、関税や消費税を納める必要はありません。
- 外国貨物を関税や消費税を納めないまま保管、点検、改裝、仕分けなどを行い、市場の需要に応じた輸出や国内出荷ができます。国内に出荷する場合には関税や消費税を納める必要があります。
- 保管している外国貨物の外国への返品や不良品等の減却をする場合は、関税や消費税を支払う必要はありません。



2-2 産業高度化・事業革新促進地域 (産業イノベーション地域) 県内全域(41市町村)

沖縄県知事策定の「産業高度化・事業革新促進計画」における指定地域の区域内(県内全域)の企業が、その産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定を受けた上で、以下の国税及び地方税における税制上の優遇措置を活用することができます。

優遇項目		優遇措置の概要	対象業種
国 税 <small>注1</small>	①投資税額控除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円 ^{注2} 、建物及びその附属設備1,000万円 ^{注3})を超える設備の新增設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率:機械及び装置、器具及び備品15% 建物及びその附属設備 8% (法人額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・卸売業 ・こん包業 ・デザイン業 ・機械設計業 ・経営コンサルタント業 ・エンジニアリング業 ・自然科学研究所 ・電気業(一定要件有) ・商品検査業 ・計量証明業 ・研究開発支援検査分析業 ・機械修理業(※) ・非破壊検査業(※) ※機械修理業と非破壊検査業は税制優遇措置の対象外
	②特別償却	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円 ^{注2} 、建物及びその附属設備1,000万円 ^{注3})を超える設備の新增設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率:機械及び装置、器具及び備品 34% 建物及び建物附属設備 20%	
地方 税	法人事業税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品500万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、法人事業税を一部免除(5年間)	
	不動産取得税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(1,000万円)を超える対象施設である家屋及びその敷地である土地を取得した場合、不動産取得税を一部課税免除 ^{注4}	
	固定資産税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間) ^{注4}	
	事業所税の課税免除 <small>*那覇市のみ</small>	那覇市において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う機械装置等の取得価額が1,000万円以上で、建物等の取得価額の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算(5年間)	

*実際に優遇措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)にご相談ください。

注1:国税優遇措置は、①②のいずれかを選択(個人は②のみ)

注2:建物附属設備は、建物と同時に取得した場合にのみ制度対象となる。

注3:器具及び備品は、専ら開発研究用その他法令で定められるものに限る

注4:土地については、取得(購入)後1年内に建物建設に着手した場合に限る

特区・地域制度活用に関するQ&A

Q1 国税や県税、市町村税の優遇措置は、県内事業者でも対象になりますか。

県内事業者、県外事業者を問わず対象になります。ただし、青色申告をしていること等の各種要件が定められている場合があります。

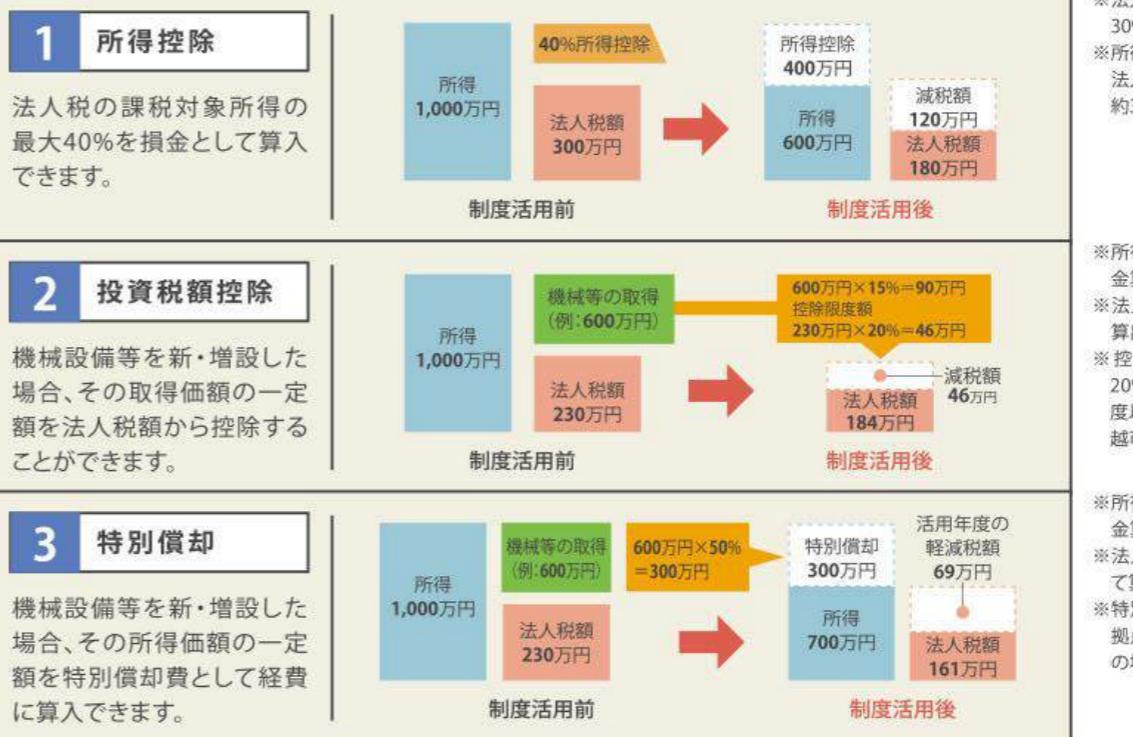
Q2 赤字の事業者にとってはメリットはないのでしょうか。

赤字の業者であっても、適用できる税目によっては税制優遇を受けられる場合があります(特別償却(国税)、固定資産税(地方税)など)。また、初年度が赤字であっても、控除額を最大4年間繰り越せる制度(投資税額控除)などがあります。

Q3 国税の優遇措置を受けていませんが、県税の課税免除を受けることはできますか。

国税における優遇措置の適用可否にかかわらず、県税の課税免除を受けられる場合があります。

特区・地域制度活用のメリット



*法人税率(国税+地方税)は30%として算出
※所得控除の活用により、法人実効税率約30%⇒約20%

*所得は普通償却額のみを損金算入した時の額
※法人税(国税)は23%として算出
※控除限度額(法人税額の20%)を超えた金額は、翌年度以降に控除可能(4年間繰越可)

*所得は普通償却額のみを損金算入した時の額
※法人税率(国税)は23%として算出
※特別償却率50%は国際物流拠点産業集積地域制度活用の場合

特区・地域制度活用のケーススタディ(簡略版)

A株式会社のケース(想定例)

業種 製造業

所在地 沖縄県うるま市

内容 平成28年4月に国際物流拠点産業集積地域において、新たに法人を設立して創業。現在、土地と建物は賃貸である。平成29年度中に建物を取得予定であり、また黒字決算が見込まれるため、税制優遇制度を活用したい。

所得控除の活用手順



特別事業認定申請

特別事業認定

申告

所得控除手続き

ポイント 特別事業認定を受けるためには、
①事業認定を受けていること、②区域内で設立され、当該区域内に本店又は主たる事務所を有すること、③設立から10年以内であること、④従業員を一定以上雇用していること等の法令で定める各種要件を満たしている必要があります。

*所得控除を活用した場合、地方税についても一定の減税が可能となる場合があります。

投資税額控除等の活用手順



①国税事務所

・投資税額控除
・特別償却

②沖縄県

・不動産所得税
・法人事業税

③市町村

・固定資産税
・事業所税(那覇市のみ)

ポイント 所得控除以外の措置は、特区・地域内で対象産業の用に供する設備等の投資を行う等の要件を満たせば、特別事業認定を受ければ活用できます。

*法人新設要件もないため、既存企業でも活用可能です。

*産業高度化・事業革新促進地域は認定が必要。

*国税の優遇措置(所得控除、投資税額控除、特別償却)は、いずれか1種類の選択制です。

税制活用についての詳細は「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」までご相談ください。
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 : TEL.098-894-6377 E-mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp